

商品概要説明書

J Aみなみ魚沼 特別金利定期貯金（愛称：ほなみプラス）

（スーパー定期貯金＜複利型＞3年もの）

（令和7年9月1日現在）

商品名	・ J Aみなみ魚沼 特別金利定期貯金（愛称：ほなみプラス）												
ご利用いただける方	・ 個人のみ												
期 間	・ 定型方式 3年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。 ※自動継続後は、スーパー定期貯金＜複利型＞3年ものとしてお預かりします。												
預入方法・限度額 （1） 預入方法 （2） 預入金額 （3） 預入単位 （4） 預入限度額	・ 一括預入（新規預入に限ります。） ・ 50万円以上2,000万円以内 ・ 1円単位 ・ 一人2,000万円以内												
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。 ・ 一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。ただし、一部支払い後の預入金額は20万円を下回することはできません。												
利 息 （1） 適用金利 （2） 利払頻度 （3） 計算方法 （4） 税 金 （5） 金利情報の入手方法	・ 預入時のスーパー定期貯金3年ものの店頭表示金利に年0.15%を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。 ・ 自動継続後は、原則として自動継続時のスーパー定期貯金3年ものの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。（自動継続後は、年0.15%の上乗せは適用しません。） ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。												
手数料	—												
付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・ 通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。												
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）初回満期日前までの場合 解約日における普通貯金利率（預入時の約定利率は適用しません。） （2）自動継続後の満期日前までの場合 <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td><td>約定利率×90%</td></tr> </table> ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率												
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%												
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%												
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%												
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%												
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%												
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。												

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店またはリスク管理部（電話：０２５－７８２－１１７０）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡリスク管理部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：０２５－２２２－５５３３） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	・取扱期間は令和７年９月１日（月）から令和８年３月３１日（火）とさせていただきます。 - なお、当ＪＡの募集金額 30 億円に達した場合は、取扱期間内であっても募集を終了させていただく場合があります。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡみなみ魚沼